

3. 請負制度の撤廃スヘイトス。
4. 残業手当の時間/分を定めて月給を支給ス。
5. 定期昇給制度の制定(年一回(年考)の取扱を  
我以上の上スヘイトス(但し右に昭和九年年度より実施ス)
6. 出勤者手当を月/日宛支給ス(但し十月十六日一  
三、六月間の上後六月一支給ス)
7. 従業員等ノ解雇ニ就テハ慎重審議上処理  
スヘイトス。
8. 一年一回以上會社ノ費用ヲ以テ貯蓄會ヲ組織ス
9. 工場内ニ便所ヲ新設シ更衣室ノ設備等ヲ設